

令和5年度 第2回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和5年11月1日(水) 午前10時～
市川市役所 第2庁舎 4階 大会議室

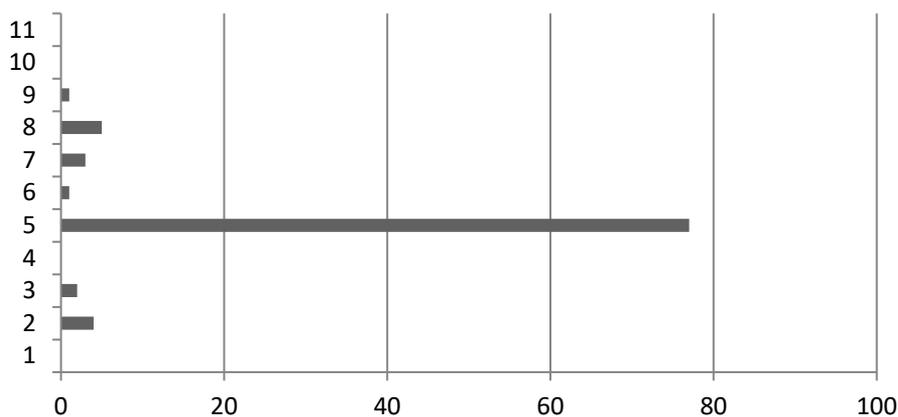
次 第

- 1 教育委員会挨拶
- 2 審議会会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 令和5年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について(中間報告)
 - (2) 令和6年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について(報告)
- 4 その他

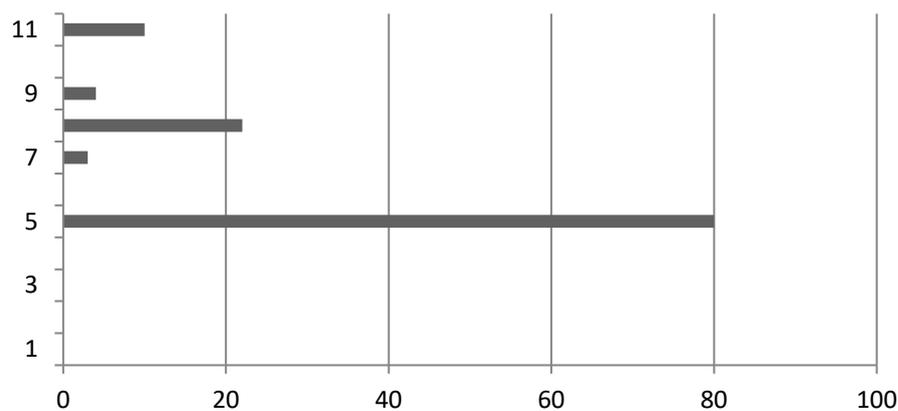
令和5年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表 R5.10.1現在

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1. 心身の疾病	0	0	0	0
2. 通学経路	4	4.3	0	0
3. 両親の就労	2	2.2	0	0
4. 学区変更	0	0	0	0
5. 従前の学校	77	82.8	80	67.2
6. 事前転入	1	1.1	0	0
7. 友人関係	3	3.2	3	3
8. 距離が近い	5	5.4	22	18
9. 兄弟姉妹	1	1.1	4	3
10. 義務教育学校希望	0	0	0	0
11. その他	0	0	10	8.4
合計	93	100.0	119	100.0
市内全体	21,901名	0.4%	9,372名	1.3%

小学校(人)



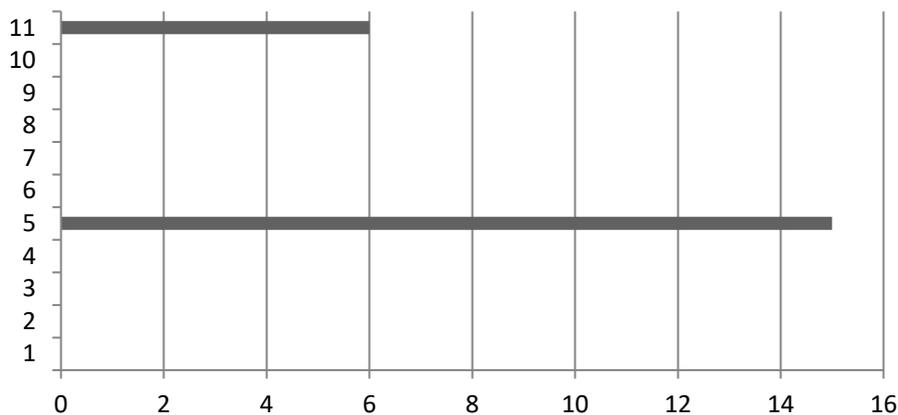
中学校(人)



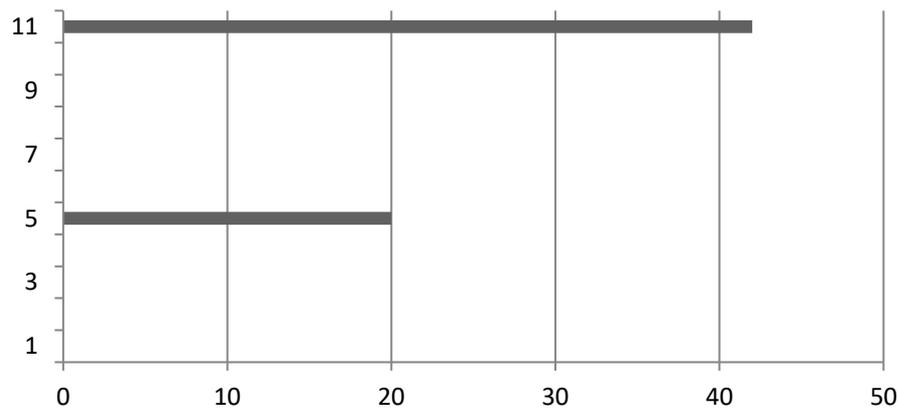
令和5年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表 R5.10.1現在

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1. 心身の疾病	0	0	0	0
2. 通学経路	0	0	0	0
3. 両親の就労	0	0	0	0
4. 学区変更	0	0	0	0
5. 従前の学校	15	71.4	20	32.3
6. 事前転入	0	0	0	0
7. 友人関係	0	0	0	0
8. 距離が近い	0	0	0	0
9. 兄弟姉妹	0	0	0	0
10. 義務教育学校希望	0	0	0	0
11. その他	6	28.6	42	67.7
合計	21	100.0	62	100.0
市内全体	21,901名	0.1%	9,372名	0.7%

小学校(人)



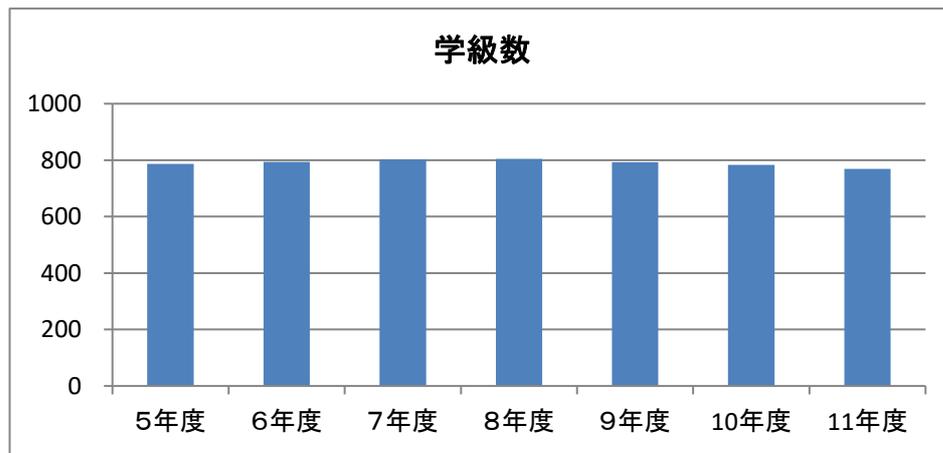
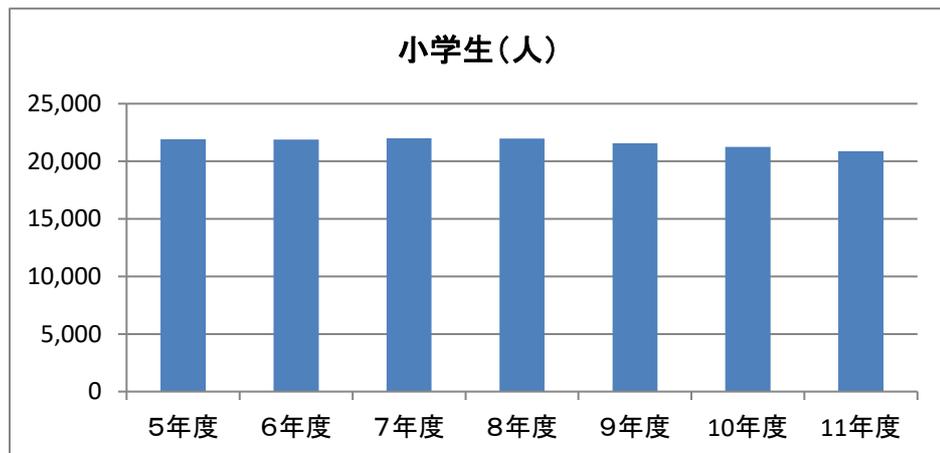
中学校(人)



令和5年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計

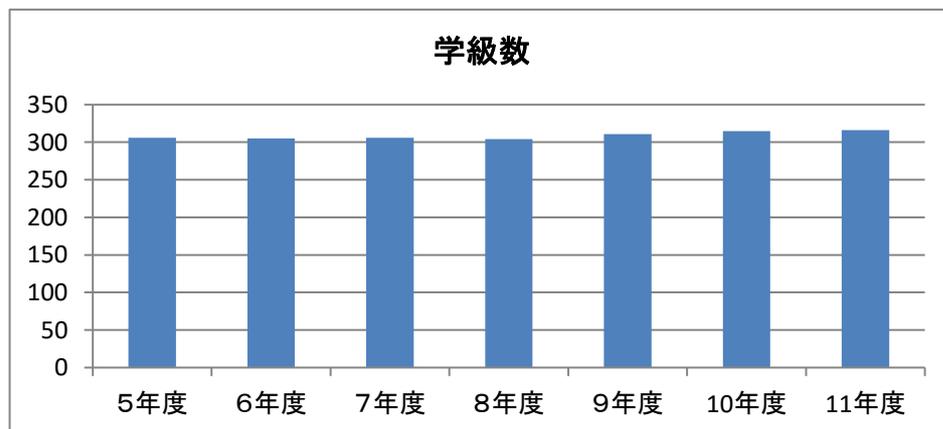
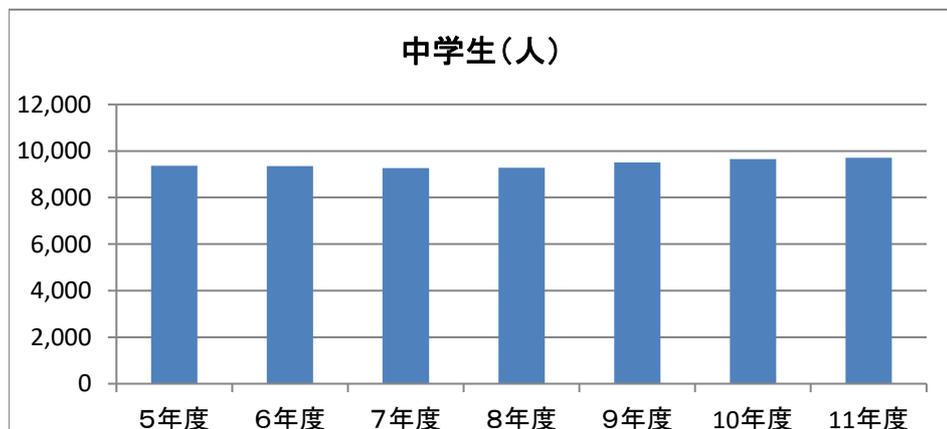
年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
小学生(人)	21,901	21,875	21,989	21,960	21,557	21,248	20,874
減少率(%)	100.0%	99.9%	100.4%	100.3%	98.4%	97.0%	95.3%

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
学級数	787	794	802	805	793	783	769
減少率(%)	100.0%	100.9%	101.9%	102.3%	100.8%	99.5%	97.7%



年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
中学生(人)	9,372	9,355	9,267	9,283	9,505	9,647	9,716
減少率(%)	100.0%	99.8%	98.9%	99.1%	101.4%	102.9%	103.7%

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
学級数	306	305	306	304	311	315	316
減少率(%)	100.0%	99.7%	100.0%	99.3%	101.6%	102.9%	103.3%



児童生徒増減数の学校の状況と指定学校変更の制限の予定(令和5年5月1日現在)

学級編制の基準となる人数

	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
R5年度	35	35	35	35	38	38	35	38	38
R6年度	35	35	35	35	35	38	35	38	38
R7年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R8年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R9年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R10年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38

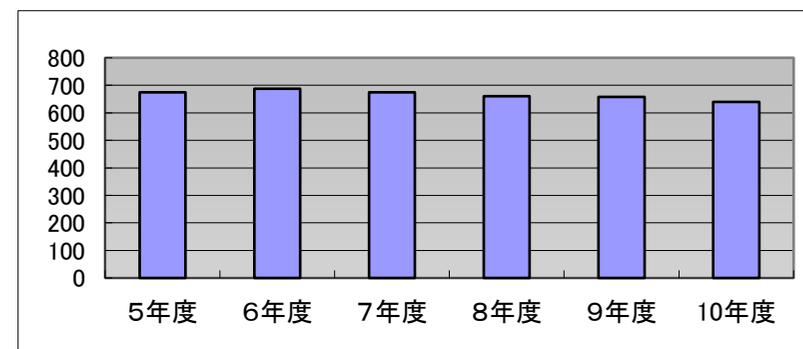
文部科学省による学級編制基準
 千葉県による弾力的運用の対象人数

市川小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	674	688	674	661	658	640
学級数	22	23	23	23	22	21

※ 教室不足・今後建て替え予定

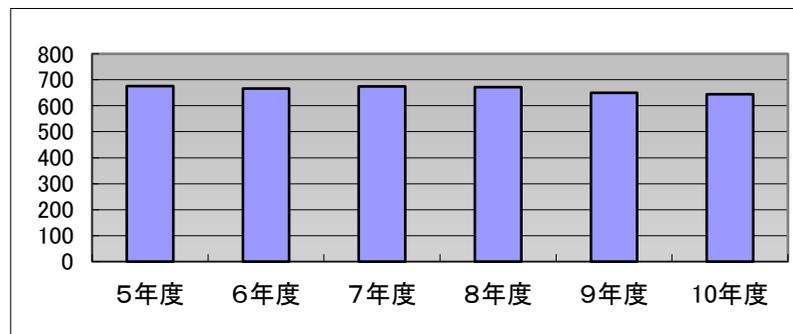


八幡小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	676	666	675	672	650	645
学級数	22	22	22	22	22	21

※ 指定学校変更の動向に注意(教室不足)

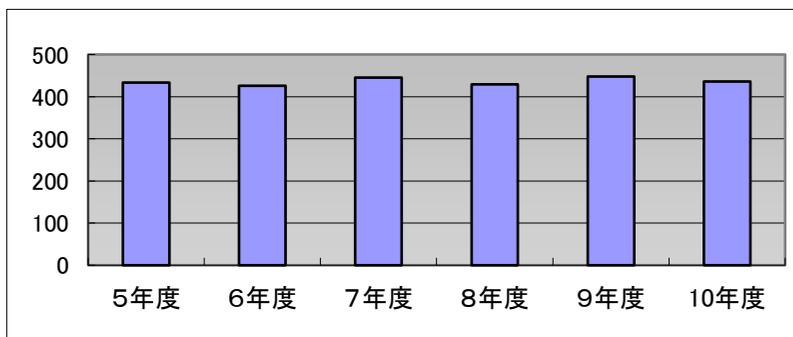


宮田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	433	426	445	429	448	436
学級数	15	15	16	16	17	16

※ 今後建て替え予定。増加傾向の見込み(教室不足)

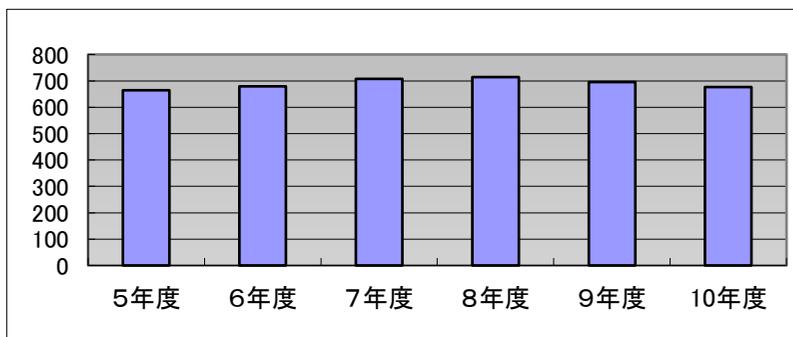


富貴島小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	665	679	707	714	695	676
学級数	22	23	24	24	23	22

※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)

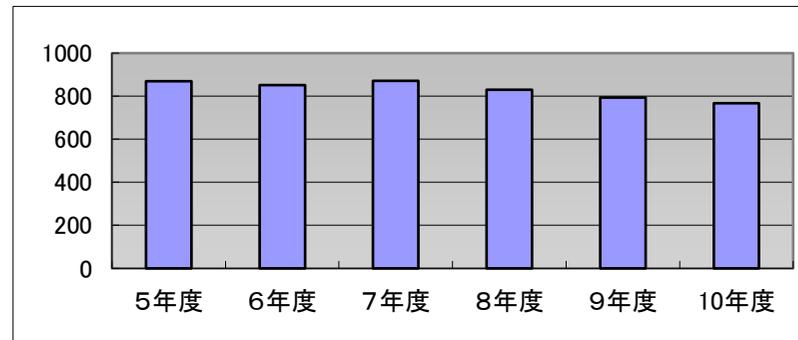


鬼高小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	869	851	872	830	793	767
学級数	28	28	29	28	27	26

※学区内人口増加のため兄弟制限継続

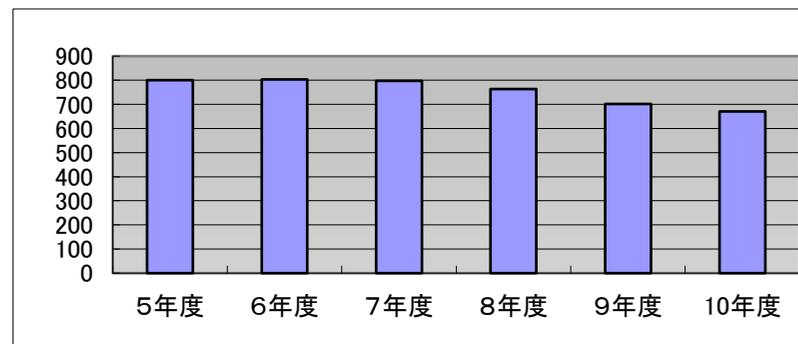


行徳小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校解除

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	800	804	798	763	702	671
学級数	25	25	25	24	22	21

※学区の在住者は減少傾向

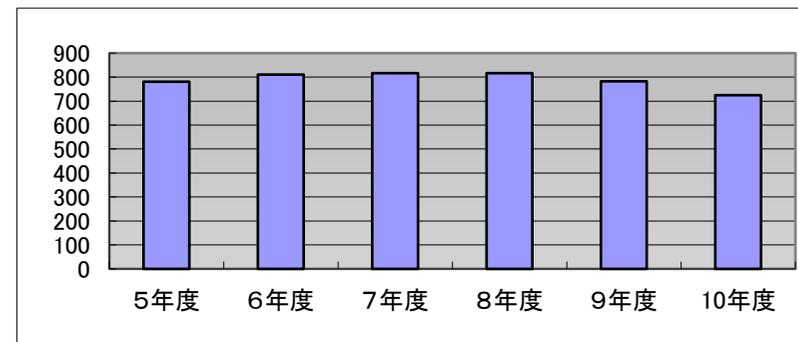


信篤小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	781	811	816	816	782	724
学級数	25	26	27	27	26	24

※学区在住者が増加傾向(教室不足)

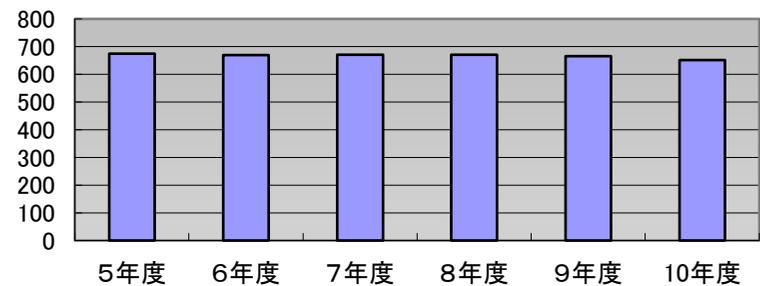


新浜小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	675	669	671	671	666	652
学級数	22	22	23	23	23	22

※ 学区の在住者はほぼ安定(教室不足)

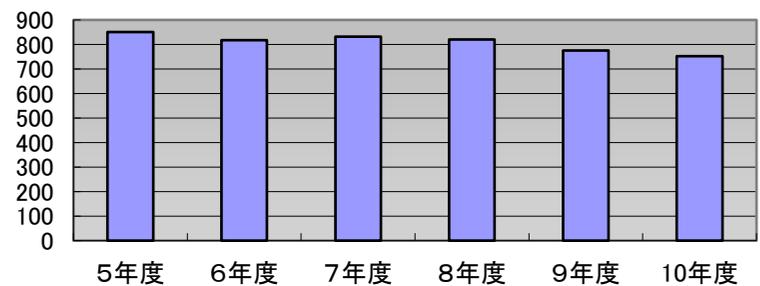


富美浜小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校解除

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	851	818	832	820	776	752
学級数	27	27	27	27	26	25

※ 学区の在住者は減少傾向



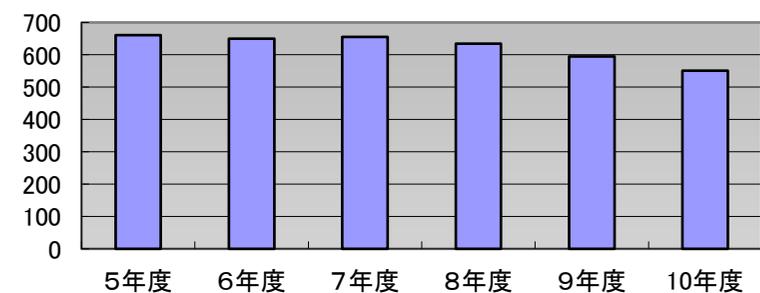
大和田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

《距離》

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	661	650	655	635	595	551
学級数	21	21	22	22	21	20

※ 学区在住者はほぼ安定(教室不足)

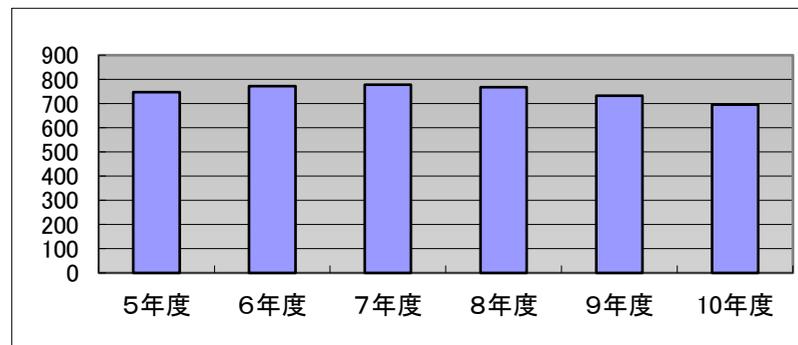


妙典小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	747	772	778	768	733	696
学級数	25	26	26	26	25	24

※ 学区の在住者数増加傾向(平成30年度まで兄弟在籍のみ承認)

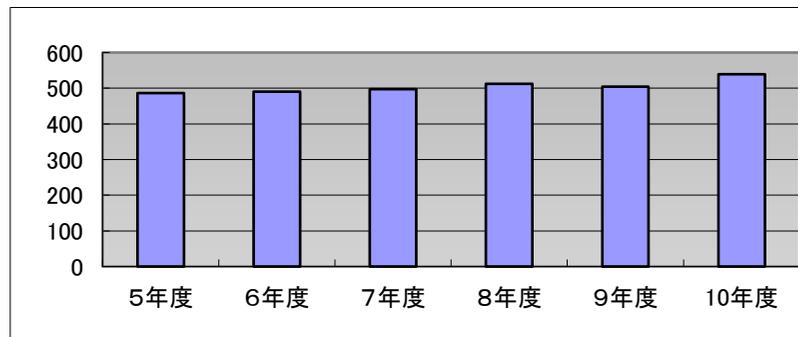


第一中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	486	490	497	512	504	539
学級数	15	15	15	15	15	16

※ 指定学校変更の動向に注意(教室不足)、今後建替えあり

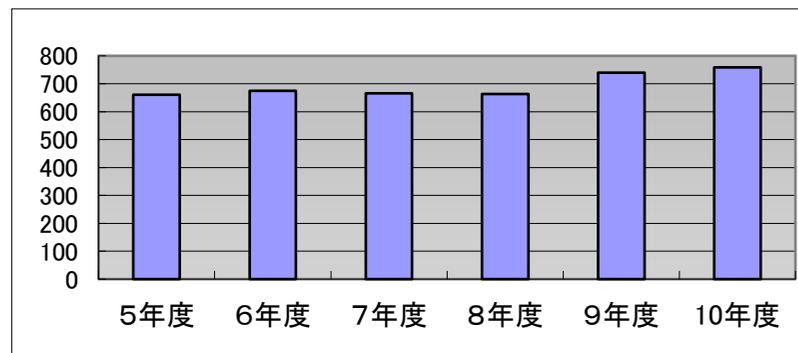


第二中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	660	675	666	663	740	759
学級数	20	20	19	20	22	22

※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)

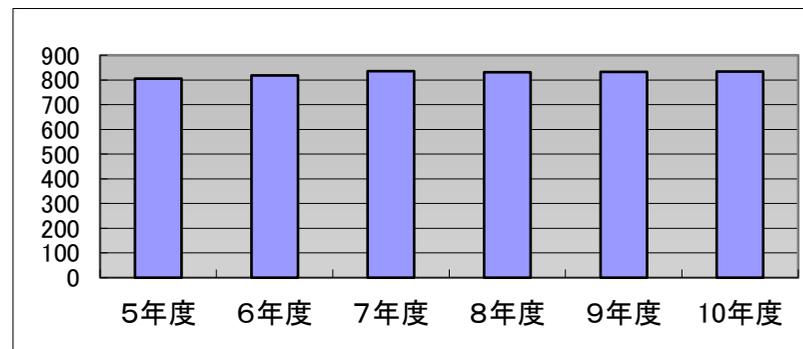


第三中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	806	819	836	831	833	834
学級数	22	24	25	24	24	24

※ 指定学校変更の動向に注意(教室不足)

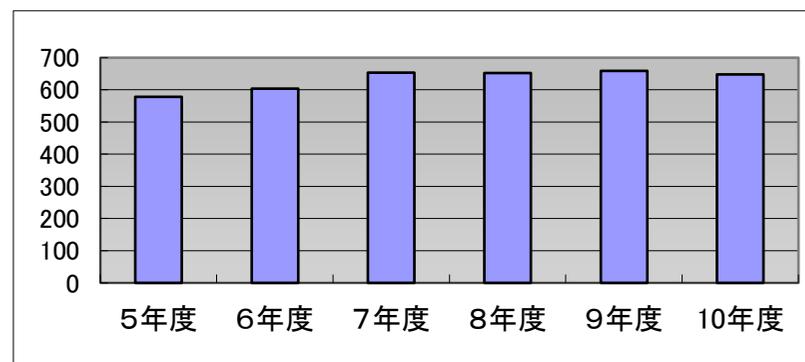


第四中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	578	604	654	652	659	648
学級数	16	18	19	19	20	19

※ 学区在住者が増加傾向(教室不足)

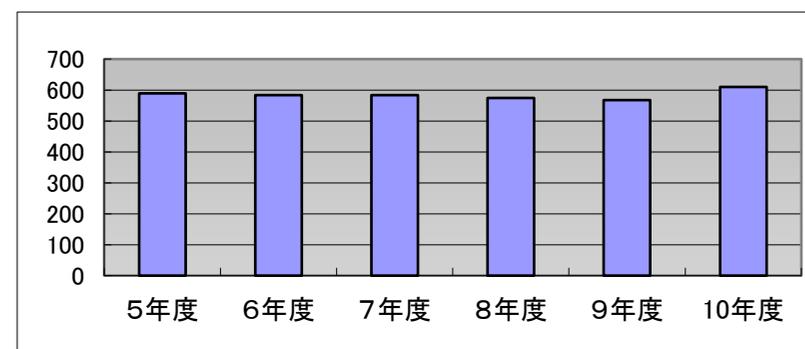


第六中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	589	584	584	574	567	610
学級数	17	17	17	17	17	19

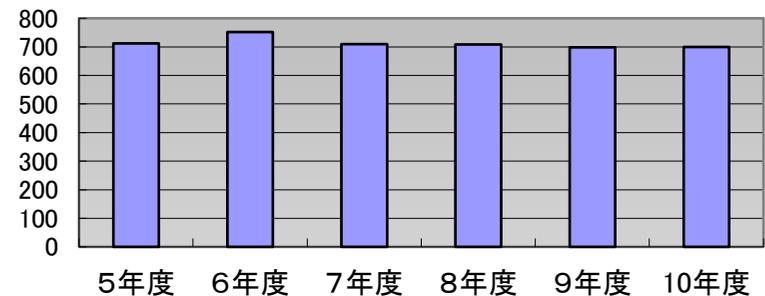
※ 指定学校変更の動向に注意(教室不足)



福栄中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	712	752	709	708	698	699
学級数	20	22	21	20	21	21

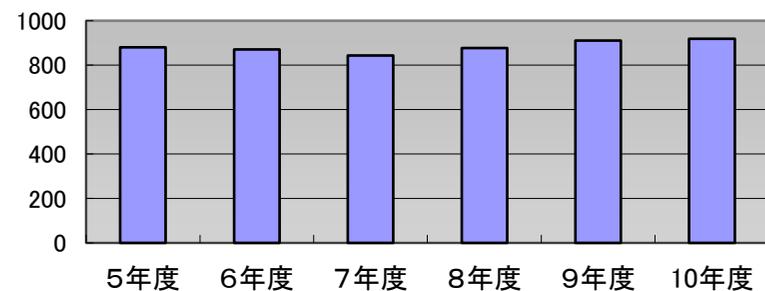
※ 指定学校変更の動向に注意(教室不足)



妙典中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	880	870	844	877	910	918
学級数	26	25	25	25	26	27

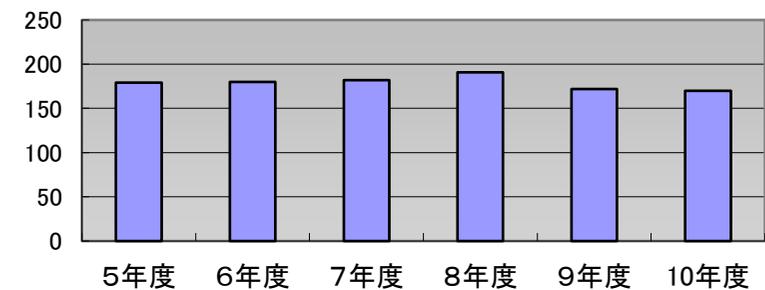
※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)



塩浜学園(前期)の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	179	180	182	191	172	170
学級数	8	8	8	9	8	8

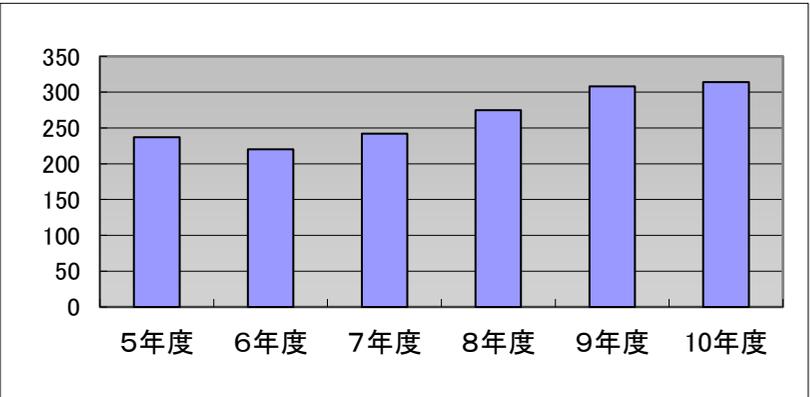
※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)



塩浜学園(後期)の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

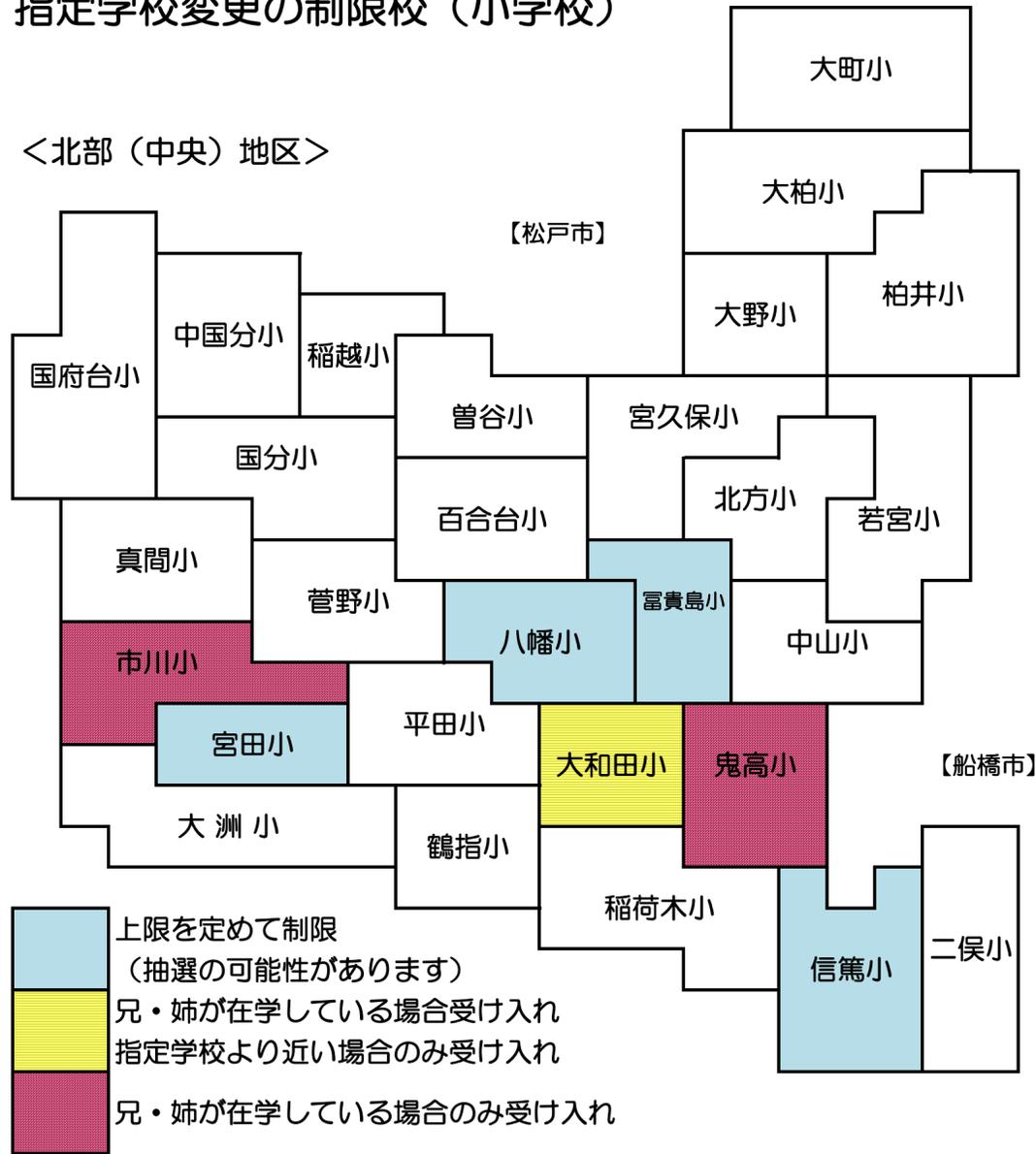
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
全校	237	220	242	275	308	314
学級数	9	7	7	9	10	9

※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)

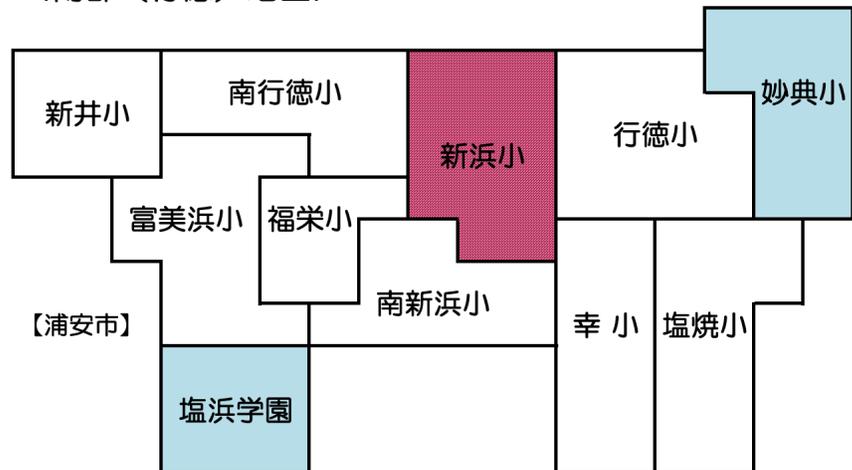


令和6年度 新入学
指定学校変更の制限校（小学校）

<北部（中央）地区>

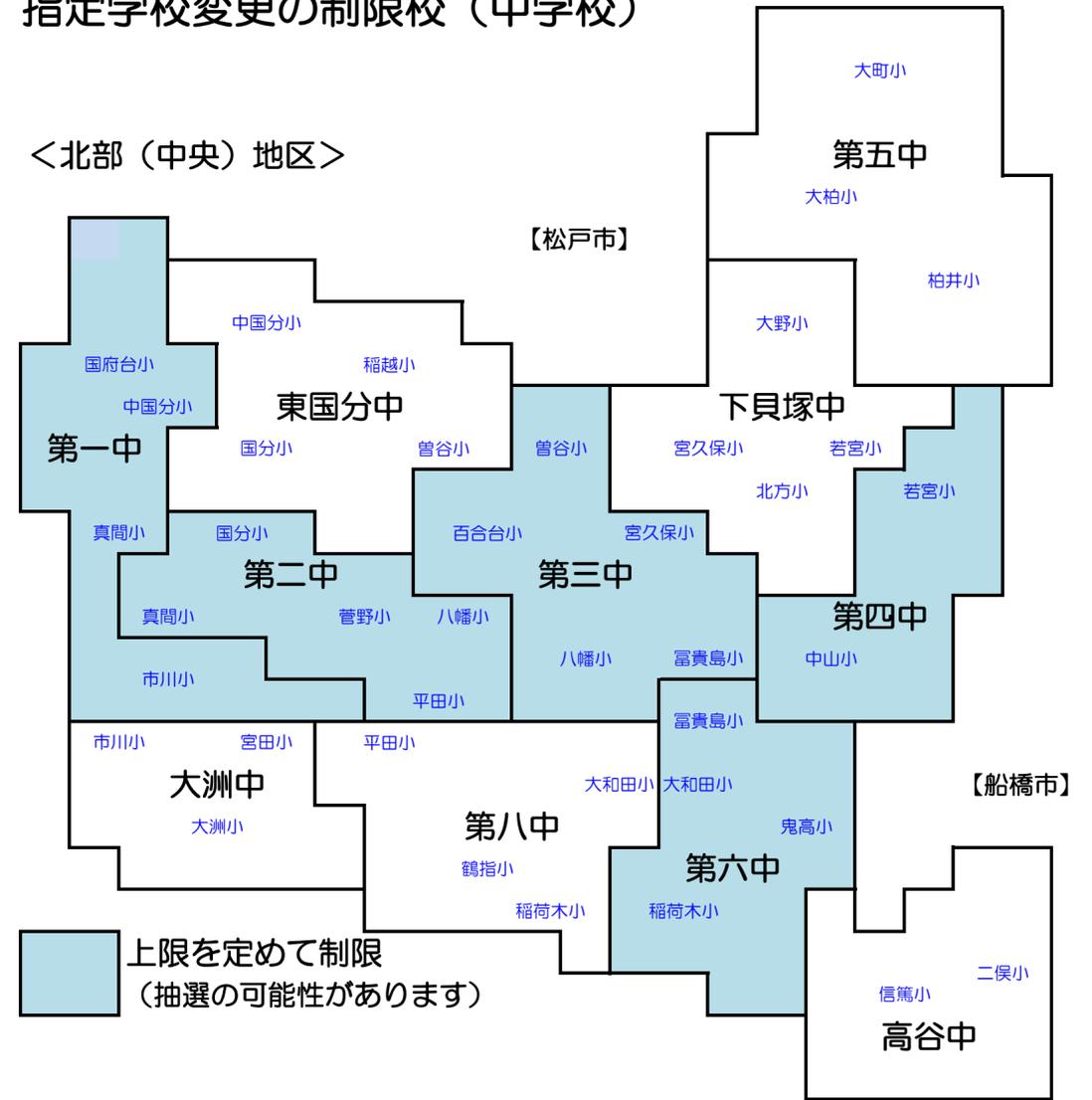


<南部（行徳）地区>



令和6年度 新入学
指定学校変更の制限校（中学校）

<北部（中央）地区>



<南部（行徳）地区>



保護者の皆様へ

1. 市川市の公立学校では、居住する住所により通学する学校を定めております。別面の「指定学校名」をご確認ください。転居をした場合は、転居先の指定学校に入学していただくこととなります。
2. 私立又は国立等の小・中学校に入学が決定した場合は、入学する学校が発行する「承諾書」又は「入学許可書」（コピー可）と本通知書を速やかに義務教育課までお届けください。（郵送可）
3. 指定された学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由等があり、指定学校以外の市川市立小・中・義務教育学校への通学を希望する場合は、まず、変更許可基準（市公式ウェブサイト参照）をご確認ください。その上で、指定学校変更の申請を期間内に必ず行ってください。（本通知書持参）

(1)受付期間

平日 11月6日(月)～11月17日(金) 午前9時～午後5時

申請場所 市川市教育委員会 義務教育課 市川市役所第2庁舎4階

土曜日 午前10時～午後3時 ※時刻にご注意ください。

11月11日(土)【南行徳市民談話室 3階 集会室5】

11月18日(土)【教育委員会 市川市役所第2庁舎4階 会議室】

※11日(土)は南行徳市民談話室のみの受付(市川市役所第2庁舎は閉庁)

※指定学校の変更申請は、市川市役所第1庁舎や行徳支所の市民課窓口等では受け付けていません。

※申請の許可は先着順ではありません。受付期間の前半と土曜日は混雑が予想されます。

※指定学校変更の申請手続きの一部を、郵送で受け付けいたします。詳しくは裏面をご覧ください。

(2)令和6年度新入学 指定学校変更制限校について

①上限を設定し、超えた場合は抽選を行う学校

※八幡小・富貴島小・妙典小・福栄中は若干名の予定となります。

・八幡小学校 ・宮田小学校 ・富貴島小学校 ・信篤小学校

・妙典小学校

・第一中学校 ・第二中学校 ・第三中学校 ・第四中学校

・第六中学校 ・福栄中学校 ・妙典中学校

・塩浜学園（前期・後期） ※小学校5校、中学校7校、義務教育学校1校

②入学時に兄・姉が在籍している場合のみ指定学校の変更が可能な学校

・市川小学校 ・鬼高小学校 ・新浜小学校 ※小学校3校

③入学時に兄・姉が在籍している場合 又は ④指定学校より近い

場合(学校と自宅との直線距離で比較)のみ指定学校の変更が可能な学校(④は若干名の予定で希望者が上限を超えた場合は抽選)

・大和田小学校 ※小学校1校 ※測定は教育委員会で行います。

裏面も必ずご確認ください。

入 学 通 知 書

下記により指定された学校へ入学されるよう通知します。

No.

児童生徒氏名：

生 年 月 日：

指 定 学 校 名：

入 学 式 日 時：

※入学式当日は、この通知書と筆記用具、上履きをご持参のうえ、午前9時30分までに受付を済ませてください。

◎郵送での申請受付について

次の理由での申請に限り、郵送での申請を受け付けます。これら以外の理由での申請は、窓口申請となります。

- ・ 希望する学校が指定された学校より近いため（隣接する学区の学校への通学を希望する場合に限る）
- ・ 義務教育学校等への通学を希望するため

◎郵送申請を希望される場合は、以下の URL で手順をご確認ください。
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu06/1111000083.html>)

スマートフォン等からアクセスする場合は、こちらをお使いください。（環境によっては読み取れない場合があります。）



（注意点）

居住実態の伴わない住民票の異動や入学後に元の住所に戻した場合は無効とし、居住地のある学区の学校に転校していただくことや、調査後、指定学校の変更を承認しないなどの対応をとることがありますのでご注意ください。

4. 入学説明会の日程について、1月に入っても学校からご案内がない場合は、直接学校へお問い合わせください。
5. 世帯主（宛名）と保護者が異なる場合は、義務教育課までご連絡ください。

※その他入学に関する詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。

【令和6年4月から放課後保育クラブを利用希望の方へ】

保育クラブの入所申請期間は、令和5年11月6日（月）～12月10日（日）です。

右のQRコードよりオンライン申請を行ってください。
（青少年育成課：047-383-9419）



➡この部分から矢印方向にゆっくりとねいにはがしてください。

指定学校変更許可基準（小学生用・令和5年度～令和7年度）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで *通常は1年	医師の診断書 等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため *隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>(注)</u>	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学 <u>(注)</u> ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く) ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る *教育委員会にて協議を行う場合がある。 <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
8	希望する学校が指定された学校より近い *希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
9	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
10	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
11	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
 2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
 3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
 4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
 5. この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。
- *令和8年度より、「7. 友人関係等の特別な理由によるため」は削除いたします。(小学生用)

指定学校変更許可基準（小学生用・令和8年度より）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで *通常は1年	医師の診断書 等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため *隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る (注)	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため (注)	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学 (注) ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	希望する学校が指定された学校より近い ため *希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和8年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

指定学校変更許可基準（中学生用・令和5年度より）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで *通常は1年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
6	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く) *教育委員会にて協議を行う場合がある	卒業まで	適宜
7	希望する学校が指定された学校より近い ため *希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望する ため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 事由4、5を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
3. 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。